

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第5号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（昭和61年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 県職員給与条例第8条第2項及び学校職員給与条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p>	<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 県職員給与条例第8条第2項及び学校職員給与条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上<u>(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。